

宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成19年5月25日

宮城県監査委員 遊 佐 雅 宣

宮城県監査委員 谷地森 涼 子

第1 請求のあった日

平成19年3月22日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28

仙台市民オンブズマン

代 表 坂 野 智 憲

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

- 1 平成17年度における宮城県議会各会派の政務調査費に関する支払証明書、領収書等を検討したところ、平成16年度に引き続き、違法・不当な支出が多数判明したので、ここに厳正な監査を求める。
- 2 仙台市民オンブズマンは、平成18年2月20日、平成16年度の政務調査費について同様の監査請求を行った。政務調査費の趣旨・目的、この趣旨・目的からみた宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「政務調査費条例」という。）、同条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「施行規程」という。）の問題点は、上記監査請求書で詳細に述べているとおりであるから、今回は繰り返さない。
それにもかかわらず、政務調査費条例・施行規程の問題点がその後県議会において何ら見直されることなく、次に見るような違法・不当な支出が繰り返されていることは、大変遺憾である。
- 3 平成17年度における違法・不当な支出の実例は、別紙1（事実証明書1）、別紙2（事実証明書2）、別紙3（事実証明書3）のとおりである。
(1) 別紙1は、施行規程第8条第1項で定める方法（以下「簡便計算方法」という。）と県条例（宮城県議会議員の報酬等に関する条例。県職員の旅費規程を準用している。本来、自家用車を使用した県内出張の場合、この規定が適用になる。）による旅費支給額（1km37円）を比較したものである。この各会派・無所属議員「合計」欄の「B欄」を超える部分が違法支出であり、違法支出総合計金額は「A-B」欄の「総合計」のとおり、金8833万9535円に上る。平成16年度の違法支出総額は

金 8727 万円余であるから、支出実態は何ら変わっていない。

- (2) 県内旅費を除くものについての違法・不当支出事例は、別紙 2，別紙 3，別紙 4（事実証明書 4）のとおりである。

平成 17 年度の特徴は、平成 16 年度の支払証明書には内訳を具体的に書いてオンブズマンから指摘を受けるはめになったためか、ほとんどの支払証明書の内訳が空白になっているか、抽象的記載となっており、使途の隠蔽を図っていることである。姑息という外ない。

個々の支出を具体的に見ると、平成 17 年度は会派の多人数での海外視察、とくに自民党・県民会議の年度末の残金消化旅行が目立つ（別紙 4）。

また、日常の議員活動を政務調査費としている事例、図書名等の具体的記載のない資料購入費（別紙 3）、コンビニでの年間 60 冊以上、80 冊以上週刊誌購入の資料購入費、購入物品名の具体的記載のない事務費（別紙 3）、100%、60%、70%等計上の根拠が明確に示されていない事務費、人件費、事務所費、広報費等、懇親・懇談名目の会費支出（調査研究費、研修費等）、自ら役員を務める団体等の視察旅行への調査研究費等の支出等多数の違法・不当支出が存在する。

なお、資料購入費、事務費について具体的内容を明らかにするよう全ての会派に求めたところ（平成 19 年 2 月 13 日付）、共産党県会議員団からのみ、明細が明らかにされた。この中に不当支出はなかったため、本件監査請求からは除外した。他の各会派は、説明責任をはたしているとの回答であった。

- 4 以上の事実から明らかなように、平成 17 年度政務調査費の違法・不当な支出は、全費目にわたり、かつ膨大な額にのぼる。よって、監査委員が全ての会派の全ての費目について厳正な監査を行い、違法・不当な政務調査費相当額について、宮城県知事に対し、違法・不当な支出のあった会派から宮城県に返還を求めるなど、必要な措置をとるよう勧告することを求める。また、宮城県議会が、適正な支出が担保できるよう条例等を改正するまでの間、宮城県知事が平成 19 年度以降の政務調査費の執行を停止するよう勧告することを求める。

第 4 請求の受理

- 1 議会の会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）に交付された政務調査費は、知事の管理を離れ、公金に該当しないことから、会派等による政務調査費の支出は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の「公金の支出」に該当しない。したがって、本件監査請求は、会派等による政務調査費の支出に違法なものがあり、知事に返還請求権が発生しているにもかかわらず、これを行わないという「財産の管理を怠る事実」について監査及び措置を請求しているものと解し、次の 2 及び 3 に記載するものを除き、受理することとした。
- 2 請求人は、「全ての会派の全ての費目」の政務調査費の支出について監査を求めているが、事実証明書 1 から事実証明書 10 までにより個別に摘示された政務調査費の支出以外のものは、監査請求の対象が特定の政務調査費の支出であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているとは認められない。
- 3 本件監査請求は「怠る事実」に係る請求であることから、法第 242 条第 1 項の規

定により請求することができる措置は「当該怠る事実を改め、又は当該怠る事実によって県のこうむった損害を補填するために必要な措置」に限られる。請求人の求める「宮城県議会が、適正な支出が担保できるよう条例等を改正するまでの間、宮城県知事が平成19年度以降の政務調査費の執行を停止する措置」は、これに該当しない。

4 以上のとおり、上記2及び3の請求は、不適法なものであるから、これらを却下する。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥

菊地浩監査委員及び藤原範典監査委員並びに平成19年5月17日に就任した畠山和純監査委員及び袋正監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査の対象事項

イ 事実証明書1で摘示された簡便計算方法の支給基準を採用して算出した旅費の支出（以下「監査対象事項1」という。）

ロ 事実証明書2で個別に摘示された政務調査費の支出250件のうち、「図書・購入品目名等の具体的記載がない」、「 %とした根拠が不明確である又は示されていない」、「内容又は明細が不明である」という摘示の下記164件（以下「監査対象事項2」という。）

監査対象事項2

会 派 等 名	事実証明書2（別紙2）の番号	件数
自由民主党・県民会議	2～4, 6, 7, 9～23, 25～29, 33, 34, 37～40, 43～46, 48, 49, 53～55, 58, 60～68, 71～79, 84, 86～88, 91～93, 95～98, 101, 105, 108, 110, 112～114, 116～118, 123, 125, 127～129, 131, 132	87
フロンティアみやぎ	1～4, 6～8, 12～15, 17, 18, 20～23, 25～28, 30, 31, 36, 39～41, 44, 45, 48～50	32
民主フォーラム	1, 6, 8, 9, 11, 12, 14, 15, 17～19, 21～25, 27～29	19
社民党県議団	1, 2, 6, 8～11, 13～18	13
公明・21世紀クラブ	1, 3～6	5
無所属の会	1, 3～6	5
無会派百足健一議員	1	1
無会派寺島英毅議員	1	1
無会派大沼迪義議員	2	1
	合計	164

ハ 事実証明書2で個別に摘示された政務調査費の支出250件のうち監査対象事項2以外の下記86件（以下「監査対象事項3」という。）

監査対象事項 3

会 派 等 名	事実証明書 2 (別紙 2) の番号	件数
自由民主党・県民会議	1, 5, 8, 24, 30 ~ 32, 35, 36, 41, 42, 47, 50 ~ 52, 56, 57, 59, 69, 70, 80 ~ 83, 85, 89, 90, 94, 99, 100, 102 ~ 104, 106, 107, 109, 111, 115, 119 ~ 122, 124, 126, 130,	45
フロンティアみやぎ	5, 9 ~ 11, 16, 19, 24, 29, 32 ~ 35, 37, 38, 42, 43, 46, 47	18
民主フォーラム	2 ~ 5, 7, 10, 13, 16, 20, 26,	10
社民党県議団	3 ~ 5, 7, 12, 19	6
公明・21世紀クラブ	2	1
無所属の会	2	1
無会派菊地浩議員	1	1
無会派佐々木喜蔵議員	1, 2	2
無会派大沼迪義議員	1, 3	2
	合計	86

3 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成17年度政務調査費の交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、施行規程を制定し、かつ、政務調査費条例第15条の規定により平成17年度政務調査費に係る収支報告書の写しを知事に送付し、平成17年度政務調査費に係る収支報告書、実績報告書、領収書その他の証拠書類の写し、支払証明書等を保有する、議長(議会事務局)について、調査を行った。

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成19年4月17日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠(事実証明書5から10まで)の追加提出があり、措置請求書を補足する以下のとおりの陳述が行われた。

(1) 簡便計算方法による支出について

実費補填が原則の県内旅費について、施行規程で規定する簡便計算方法の支給基準を採用して算出した額と、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号。以下「職員旅費条例」という。)で規定する自家用自動車で移動した場合の基準km37円を実際に移動した距離に乗じて算出した額を比較すると、多い人で1.2倍から1.3倍に及んでいる。このような支給基準は、議員あるいは議会の裁量権の範囲を大きく逸脱しており違法である。少なくとも8,800万円の差額については返還を求める。

(2) 海外視察について(事実証明書5,6)

事実証明書5で報道されているように、平成18年2月3日から7日まで自由民主党・県民会議が実施したタイ視察で、2月5日の日曜日に議員数名がゴルフをしていたという事実が判明した。当該議員らは、報道機関への釈明の中で、「私費で

休日に行ったものなので問題ない」と言っているようだが、事実証明書 6 の日程表には、2 班合流のための移動日および各当地視察としか記載されていない。4 日間の日程に休日を入れてゴルフを行うことは、政務調査から大きく逸脱し、不当な支出である。こういう調査という名の遊びについて厳しい監査を求める。

(3) 議員活動に支出している政務調査費について (事実証明書 7)

事実証明書 7 で示したように、調査研究費に県内旅費を支出している代表例として、用途をある程度明らかにしている川嶋保美議員の例を監査請求の対象とした。備考欄を見ると分かるように、地域のいろいろな行事や諸団体の会合に出席したもののについて支出している。政務調査費の県内旅費の最大の問題点の用途だと思いが、これらは議員の身分で招かれて赴くもので、議員活動そのものであり、政務調査費から支出することは認められない。

(4) 資料購入費及び事務費の明細が不明な支出について (事実証明書 8)

事実証明書 8 は、弘前市の政務調査費で争われた平成 18 年 10 月 20 日青森地方裁判所の判例であるが、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する具体的な説明を行わない場合には、その金額や用途から見て資料の提出やこれを補足する説明を行うまでもなく政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできない」と判断されており、議員側が何に使ったかを立証する責任がある。立証不可能な場合は、返還を求める必要がある。

(5) 按分の適用について

施行規程では、もっぱら政務調査に係る経費は全額を、経費を区分できる場合はその割合で、経費を明確に区分できない場合は二分の一として按分し計上できることになっている。二分の一以外のケースについては、その根拠を示す必要がある。客観的に納得できる根拠を示した上で按分していないケースについては、違法・不当支出である。また、施行規程では、事務費、事務所費、人件費以外は按分できないことになっているが、実態に合わせ他の費目でも按分できるようにした方が良い。

(6) 懇親会・懇談会等会費への支出について (事実証明書 9 , 10)

事実証明書 9 と 10 に示したように、懇親会、懇談会の名目の会費等に支出されているケースがある。一例として、高橋長偉議員と渥美巖議員のものを例示したが、先ほどの政務調査活動の例と同様、いろいろな会合に議員として招かれて参加しているもので、議員活動そのものである。よく議員活動と政務調査活動は渾然一体として分けられないと言うが、当初の目的が議員として招かれた様なものは、政務調査費で支出すべきではない。

(7) 議員自身が役員を務める団体の会合への政務調査費の支出について

菊地浩議員は、宮城県体育協会の副会長を務めているが、スポーツのいろいろな会合に出席して、その経費を政務調査費から支出している。全国都道府県議長会が示した事例にもあるように、議員自身が役員を務める団体の会合はダメである。政務調査費から支出するのは妥当ではなく、それぞれの役員を務める団体の経費から支出すべきである。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査及び議会事務局職員からの聴き取りにより、次の事項を確認した。

(1) 平成17年度政務調査費の交付及び収支報告の状況

このことについては、別表第1のとおり交付されていることを確認した。

(2) 監査対象事項1の特定

このことについて、事実証明書1のとおり支出されていることを確認した。

(3) 監査対象事項2の特定

監査対象事項2の164件の摘示については、事実証明書2のとおり支出されていることを確認した。

(4) 監査対象事項3の特定

監査対象事項3の86件の摘示については、別表第2のとおり556件の支出であることを確認した。

2 議長に対する調査

別表第2に係る各支出について、議長に対し文書による調査を行い、会派等に回答を求めたところ、概要は次のとおりである。

(1) 自由民主党・県民会議

イ 別表第2の番号(以下「番号」という。)1～17のタイ及び台湾視察については、会派による海外視察調査は、会派を構成する議員の見識向上と、政策議論をする上での共通認識を持つために行ったもの。特に今調査に関しては、航空会社に対する仙台空港利用の促進アピールを兼ねており、政策提言や執行部提案の予算、施策の妥当性を検証するためにも多くの会派構成議員が参加できる期日を調整したものでこの時期になった。費用は、会派の支出基準に従って支出しており、懇親等を目的とした飲食費用は、各自の別途負担になっている。

ロ 番号18のフィリピン視察については、利府町在住中心の県民が、フィリピン国マリンドゥケ島に対して行ってきた教育・福祉・雇用等の支援の状況を視察調査し、今後の交流・支援等のあり方を調査した。70%の根拠は、政務調査にあたらぬ時間・日数を差し引いたものとして計上した。

ハ 番号19の石垣市視察については、過疎地域の人口減少対策における産業振興方策等の政策立案に資するための調査研究として有益であった。

ニ 番号20の太宰府等視察については、友好都市締結に際しての、両市関係者等にその経緯を聞いたり、九州国立博物館長に設立までの苦労話を聞き、多賀城の東北歴史博物館との交流をお願いした。その甲斐あって、館長が多賀城に見えた。

また、湯布院、豆田町のまちづくりが理解できたし、吉野ヶ里遺跡も多賀城のまちづくりにも活かせる。

ホ 番号21～99の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出については、それぞれ、県政に関連した意見交換や懇談であり政務調査である。

ヘ 番号100～111の研修費・調査研究費・広報費・資料購入費の支出について

は、それぞれ、政務調査に対する支出である。

ト 番号 112, 113 の妻名義の電話代については、政務調査と私用に使用しており、50%に按分したものである。

チ 番号 114 ~ 116 の調査研究費・研修費の支出については、いずれも観光行政全般について調査研究したものである。

リ 番号 117 ~ 121 の調査研究費の支出については、いずれもスポーツ強化策等に役立てる調査活動である。

ヌ 番号 122 ~ 133 の人件費については、3名は政務調査活動の補助要員として協力を得ており、謝金を支出した。

ル 番号 134 ~ 144 の資料購入費については、記事の内容が議員活動上の政策立案・推進のための情報収集に有益である。したがって、政務調査活動に値する図書である。

オ 番号 145 ~ 150 の資料購入費については、観光産業振興に資するための本代である。

ワ 番号 151 の資料購入費については、計上年度の誤りで返納する。

(2) フロンティアみやぎ

イ 番号 152 ~ 158 のインドシナ視察については、会派活動の事業として、大規模地震被害対策特別委員会に属している会員を中心に、平成16年12月に被災したインドシナ半島の津波被害と対策状況や日本企業の進出状況などについて調査研究を実施した。これらの調査研究の成果及び今後の課題についての共通認識を持ち政策立案などに資するためのものであり、政務調査に該当するものである。

ロ 番号 159 ~ 212 の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出については、それぞれ、関係者との意見交換を伴った政務調査であり、調査研究費に該当するものである。

ハ 番号 213 ~ 260 の事務所費・事務費の支出については、自宅敷地内に有限会社のおの実業の社屋があり、電話、電気、水道、灯油、コピーサービスについては当該会社から借用しているため、請求書の宛名が当該会社名になっている。なお、各使用料については、使用度数により50%に按分している。

ニ 番号 261 ~ 272 の調査研究費からの県内旅費の支出については、「支払証明書」に記載のとおり政務調査活動を行っている。

(3) 民主フォーラム

イ 番号 273 ~ 279 の韓国視察については、サムソン電子(株)、キア自動車(株)を訪問し、韓国経済の実情を調査した。両社の企業動向、世界戦略の考え方などについて調査をし、韓国経済の勢いを感じた。

ロ 番号 280 ~ 295 の調査研究費及び研修費の支出については、中小企業の実情を把握するため、セミナーを受講した。

ハ 番号 296 ~ 370 の資料購入費の支出については、各週刊誌には、年金、保険、医療はじめ、環境や政治、社会問題等各記事や特集等掲載されているものを購入しており、政務調査に使用している。

ニ 番号 371 ~ 481 の資料購入費の支出については、各週刊誌及び書籍は、日本経

- 済，世界経済，年金，医療，福祉，環境，労働・雇用，公共投資，農業・食糧，政治動向などについて記事が記載されており，政策研修資料として購入した。
- ホ 番号 482 の調査研究費の支出については，宮城県美術館の充実のため，参考として調査した。
- ヘ 番号 483 の調査研究費の支出については，県内における I T 推進政策の現状と課題についての調査委託費である。
- ト 番号 484 ～ 486 の会議費の支出については，それぞれ，会議開催に係る会議資料の印刷費である。
- チ 番号 487 の資料購入費の支出については，国語教育の一貫として，宮廷生活を中心とした平安前・中期の世相の描写を学習するために購入したが，疑義を持たれることであれば返納を考えている。
- リ 番号 488 の研修費の支出については，計上年度の誤りで修正する。
- ヌ 番号 489 ～ 492 の調査研究費の支出については，いずれも二重計上なので，2 件について返納する。

(4) 社民党県議団

- イ 番号 493 ～ 500 の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出については，それぞれ，県政の課題等についての意見交換等であり，政務調査である。
- ロ 番号 501 ～ 503 の広報費の支出については，今日の農業を取り巻く状況が「経営安定所得対策」等によって大きく変化することを踏まえて，今後の栗原の農業のあり方を話し合う会議を開催した。この会議では，県政報告も行っており，この会議の開催通知のチラシ折込料を計上したものである。
- ハ 番号 504 ～ 515 の事務所費の支出については，社会文化会館を事務所として共用しており，日常の議会議員活動を展開しているため，2 分の 1 に按分して計上している。
- ニ 番号 516 ～ 541 の事務所費の支出については，社民党小牛田支部と会館を共用しており，会館の経費は全て 2 分の 1 に按分して計上している。
- ホ 番号 542 の資料購入費の支出については，毎月継続して購入しているもので，3 月中に納品され，支払が 4 月 28 日になったものである。

(5) 公明・21 世紀クラブ

番号 543 ～ 548 の懇親会費の調査研究費からの支出については，平成 18 年度から党派として懇親会等の会費は計上しないこととしたことから，平成 17 年度分についても同様の措置を図ることとし，全額返還することとした。

(6) 無所属の会

番号 549 の研修費の支出については，民間企業の実態を把握するため今注目のニュービジネスの講話を聞き，研修費を計上した。

(7) 無党派菊地浩議員

番号 550 の会議費の支出については，シーズン後の各県の成果等について，次のシーズンに向けての重要な政務調査である。

(8) 無党派佐々木喜藏議員

番号 551，552 の懇親会費の調査研究費等からの支出については，それぞれ，意

見交換会等への参加は、県行政に関する調査研究・情報収集に資するための政務調査である。

(9) 無会派大沼迪義議員

番号 553 ~ 556 の懇親会費の会議費からの支出については、それぞれ、勉強会や意見交換会の負担金で政務調査費である。

3 監査対象箇所等からの聴き取り

事実確認及び議長の回答を踏まえ、議会事務局に対して聴き取りを行った結果は、次のとおりである。

(1) 平成16年度政務調査費に関する住民監査請求の結果で、監査委員から議長に要望した3点の対応状況について

イ 簡便計算方法の移動距離と支出額の算定基礎を検討することについては、平成17年度分から1km未満での支出は皆無であり、5km未満でも数件である。短距離移動の旅費の支出が、一般県民の誤解を招くおそれがあることから、議長が各会派に呼びかけ、会派代表者等15名からなる「応招旅費等検討会議」が平成18年7月21日に設置され、12月6日に議長に提言書が出された。その結果、運用上の申し合わせとして、一日の移動距離が5km未満については、平成19年1月から簡便計算方法を適用しないこととなった。

ロ 事務所費、事務費、人件費の按分適用の適正化については、2分の1を超える按分率を適用する場合は、その根拠・理由を領収書等の余白欄に記入し、具体的に説明するよう各会派に指導している。

ハ 各会派の所属議員への指導監督及び議長の指導・監督権限に基づく、政務調査費の適正な運用については、各会派の経理担当者会議を開催するなど適正な運用について指導の徹底を図るとともに、事務局において、使途基準や計数の審査、領収書等の証拠書類の確認を徹底し、適正運用に努めている。

(2) 政務調査費条例及び施行規程について

イ 施行規程で定める簡便計算方法による旅費の支給額が、職員旅費条例の基準(1km 37円)や実費と比較して高すぎるといふ指摘について、そもそも政務調査活動に係る旅費に職員旅費条例の規定の適用はなく、また、簡便計算方法は、事務処理が煩雑になることを防ぎ、政務調査活動の効率性を担保するためのもので、その際の定額の設定は、政務調査活動の実態を踏まえ、法及び条例の趣旨に則り、議会の裁量の範囲内で合理的に定めていると考えている。

ロ 旅費の支出の際に添付している支払証明書について、施行規程で定める支払証明書には、支払年月日、支払額、目的地、移動距離を記入することになっており、目的は記入要件となっていないことから、目的を記入しなくても適法と考える。

ハ 政務調査費条例第13条第7項で規定する領収書について、領収書の扱いは、発行者により、詳細な品目名を記載していないものもある。発行者が事務煩雑を避けるため、事務用品代とか書籍代としか記載しない事例は一般的にも多々あり、個々の購入品目名等の記載がない領収書でも、規定による要件は満たしており、適法と考える。

二 施行規程で定める事務所費，事務費，人件費の按分について，按分の理由・根拠は記入要件となっていないことから，記入がなくとも適法と考える。また，按分が規定されているのは3費目のみであるが，実態上も広報費等で適用しており，合理的な理由での按分であれば他の費目でも可能であり，現行の規定で対応可能と考えている。

(3) 政務調査活動について

イ 議員の活動には，本会議や常任委員会等の議会活動と，議案審査や政策提言等のための調査研究活動，後援会活動，選挙活動及び政党活動がある。1つの活動について，明確に区分することは難しく，活動の実態に応じ，議員本人が判断するものとする。

ロ 政務調査活動は，住民との意見交換や県行政への監視等，日頃の目に見えない調査活動が基礎となり，本会議・委員会等での質問や政策提案という目に見える成果に結実しているものとする。

ハ 政務調査活動の指針等については，各議員の広範な政務調査活動について，狭義にしばることは慎重に取り扱うべきとする。各会派で，おおくりのテーマを立てており，地域活動を行う場合も，課題・問題意識を持ちながら活動しているものと認識している。

4 議長に対する再調査

平成19年4月17日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において，証拠の追加提出及び措置請求書が補足された点について，議長に対し文書による調査を行い，会派等に回答を求めたところ，概要は次のとおりである。

(1) 番号1～10のタイ視察でゴルフを行っており，不当な支出であるという指摘について

イ タイ視察の参加者 渡辺和喜，菊地浩，仁田和廣，千葉達，畠山和純，
菊地健次郎，安藤俊威，小林正一，皆川章太郎，
安部孝，寺島英毅，須田善明（12名）

ロ 視察内容 2月3日・在バンコクJETRO投資アドバイザーとの意見交換
タイ国の経済状況・国情についての説明，ジェトロの取り組み，日本・宮城県への要望など様々な視点から意見交換を行った。

2月4日・プーケット日本人会会員との意見交換（プーケット班）
プーケット日本人会の会長及び理事と，地震の状況，復興の様子，今後の課題及び慰霊碑参拝など様々な角度から意見交換を行った。

・バンセン海洋科学センター訪問視察調査（パタヤ班）
バンセン海洋科学センターでは，水族館と水生生物の繁殖育成などの研究施設が併設されており，タイの熱帯魚の繁殖や産業化の取り組み等の調査を行った。

2月5日 移動日

2月6日・タイ航空本社訪問調査

タイ航空本社を訪問し、村井知事及び伊藤議長の親書を渡し、タイ航空の現状や宮城県への定期便の要請など、長時間にわたり意見交換を行った。

・NEC TOKIN工場視察

工場を訪問し、タイ国の経済状況、トーキンの取り組み、宮城県から進出している企業の状況等について意見交換を行った。

八 視察全体の経費 旅費等 A 3,476,500 円、訪問先への土産代 B 69,800 円、
飲食代 C 88,025 円、合計 A + B + C = 3,634,325 円

ニ 政務調査費に計上した経費 D 3,560,970 円

ホ 政務調査費に計上すべき経費 E 3,535,300 円

へ D - E (差額) = 25,670 円については、飲食代の 14,670 円とスマトラ沖地震津波被害者慰霊碑への献花代 11,000 円(土産代に含む)である。飲食代は誤って計上したものであり、また、献花代については、確認できる支出記録がないため計上すべきではなく、合計 25,670 円は返納する。

ト 2月5日のゴルフ参加者 菊地浩、皆川章太郎、安部孝、菊地健次郎(4名)
ゴルフ場名称 MISSION HILLS

所在地 195 Moo4 Para,Pha-Khiok,Thalang,Phuket 83110 Thailand

ゴルフ場までの交通手段 タクシー

政務調査費の支出の有無 無

(2) 地域の行事や会合に議員として招かれ出席したものは議員活動そのものであり、政務調査費から支出すべきではないとの指摘について

イ 自由民主党・県民会議(番号 21 ~ 99)

政務調査費に係る調査研究活動は、多岐にわたるものであり、その調査場面においては、その場に参加するために不可欠な会費が発生する場合もある。調査活動と一連の進行として懇談等における会費は政務調査費の調査研究費より支出することが適切であると考え。なお、番号 38 及び番号 39 については、使途項目を会議費から調査研究費に変更する。

ロ フロンティアみやぎ(番号 159 ~ 212, 261 ~ 272)

懇親会等の会費の支出については、関係者との意見交換を伴った政務調査であり、調査研究費に該当するものである。

旅費の支出については、支払証明書に記載したとおり、政務調査研究活動を行ったものである。

ハ 社民党県議団(番号 493 ~ 500)

県政に関連する政務調査であり、これらの調査の成果は、議会での質問等に反映している。

ニ 公明・21世紀クラブ(番号 543 ~ 548)

会派では、平成18年度から、懇親会等の会費は計上しないこととしたため、平成17年度分についても同様の措置を図ることとし、40,000円全額を返還する

こととする。

ホ 無会派佐々木喜蔵議員（番号 551，552）

企業の役員等産学官の専門家の人たちと意見交換をする機会を得ることは、議員として県行政に関する調査研究・情報収集及びネットワーク作りに資するものであり、政務調査費として十分活用し値する。

ヘ 無会派大沼迪義議員（番号 553 ~ 556）

いずれも政務調査であり、適切な支出と考える。

(3) 議員が役員を務める団体の会議等への出席経費を政務調査費から支出すべきではないとの指摘について

イ 自由民主党・県民会議（番号 114 ~ 121）

役員を務める団体等から出席経費の支給は受けておらず、全ての会議等で意見交換等の調査を実施しており政務調査である。

ロ 無会派菊地浩議員（番号 550）

会議終了後等各団体等の現状及び方針等について、聞き取り調査を行い、スポーツ団体の強化策等県政の場での資料として活用している。

5 収支報告書の修正及び政務調査費の返還について

このことについて、別表第3のとおり、以下の修正及び返還がなされた。

(1) 自由民主党・県民会議に係る番号1，4，9及び151の合計28,610円については、平成19年5月11日に収支報告書の修正がなされ、同月15日に返還された。

番号38及び番号39については、平成19年5月11日に使途項目が会議費から調査研究費に収支報告書の修正がされた。

(2) 民主フォーラムに係る番号487から492までの合計51,680円については、平成19年5月14日に収支報告書の修正がなされ、同月15日に返還された。

(3) 公明・21世紀クラブに係る番号543から548までの合計40,000円については、平成19年5月8日に収支報告書の修正がなされ、同月14日に返還された。

第7 判断

1 政務調査費に係る規定等について

政務調査費は、法第100条第13項の規定に基づき、政務調査費条例の定めるところにより交付されている。交付を受けた会派等は、法第100条第14項の規定により、収支報告書を議長に提出することとされ、議長は、政務調査費条例第14条の規定により、その内容を調査し、必要な是正措置を講じるとともに、その内容を適正と認めた場合は、政務調査費条例第15条の規定により、収支報告書の写しを知事に送付することとされている。

一方、知事は、財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有しており、政務調査費についても当然にその適正な執行を図る責務を負っているものと解され、不適正な執行があった場合には返還を請求するなどの是正措置を講ずる必要がある。

しかしながら、実績報告書を知事に提出し、知事がその内容の調査を行うことなど

を定めた補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）が適用される補助金等と異なり、政務調査費については、前述のとおり、収支報告書の受理及び調査は議長が行い、議長が適正と認めて収支報告書の写しを知事に送付するものであるから、知事が独自にその内容を調査し、会派等による政務調査費の支出を違法と判断することは、その支出が関係法規に照らして客観的かつ明白に違法と認められるものを除いて、極めて困難であるといわなければならない。

第4の1に記載したとおり、会派等が行う政務調査費の支出は「公金の支出」に該当しないことから、会派等は監査の対象にはならず、本件の請求は、知事を対象として、会派等による違法な政務調査費の支出について、知事に「違法又は不当に返還請求権の行使を怠る事実」が存するかどうかについて監査を行うものである。

これまで述べてきたように、監査において、政務調査費の支出に、関係法規に照らして客観的かつ明白に違法と認められるものが存する場合には、知事に「怠る事実」が存すると判断すべきであるが、明らかに違法と断定することができない場合については、知事が議長の判断にかかわらず独自に会派等に対して調査を行い、支出の適否を認定することが極めて困難であることに鑑みれば、知事に「怠る事実」が存するということはできないものといわなければならない。

監査委員は、以上のような観点に立って監査を行い、判断した結果を以下に記載する。

2 監査対象事項1について

請求人は、事実証明書1で摘示された簡便計算方法による旅費と県職員の自家用車使用の場合の旅費との差額を違法な支出として返還を求めると主張しているため、この点について判断する。

請求人は、県議会議員の報酬等に関する条例が職員旅費条例の規定を準用しており、本来、自家用車を使用した県内出張の場合、この規定が適用になるとの解釈で、簡便計算方法による旅費と県職員の自家用車使用の場合の旅費との差額の返還を請求するよう求めている。しかしながら、そもそも法第100条第13項の規定に基づき交付される政務調査費と法第203条第3項の規定に基づき支給される費用弁償は異なるものであって、政務調査費に職員旅費条例の規定の適用はあり得ないし、また、政務調査費条例及び施行規程において、議員の自家用車を使用した県内調査について、職員旅費条例の規定を準用する定めはない。したがって、請求人の主張は、これを認めることはできない。

よって、監査対象事項1に係る請求には理由がない。

3 監査対象事項2について

請求人は、事実証明書2から10までで個別に摘示された政務調査費の250件のうち「図書・購入品目名等の具体的記載がない」、「%とした根拠が不明確である又は示されていない」、「内容又は明細が不明である」と摘示している164件の支出について、違法又は不当な支出として返還を求めると主張しているため、これらについて一括して判断する。

現行の政務調査費条例及び施行規程に照らせば、添付する領収書等に明細の記載は求められておらず、また、按分の場合にその理由の記載を求められていないことから、これらの記載がなく、内容又は明細が不明であることをもって直ちに当該支出を違法又は不当な支出と断定することはできない。

また、請求人は、使途の隠蔽を図ったもの、具体的に立証できないものは違法であると主張しているが、既に述べたように、現行の規定に照らせば、明細の記載を求められていないことから、隠蔽を図ったと認めることはできないし、監査においては、監査委員が必要にして十分な証拠を入手し、総括的な観点から判断することとされ、相手方に立証責任を求めるものとはなっておらず、請求人の主張を認めることはできない。

よって、監査対象事項 2 に係る請求には理由がない。

4 監査対象事項 3 について

(1) 海外等の視察について

イ 自由民主党・県民会議に係る番号 1 ~ 17 のタイ及び台湾に係る海外視察について、会派は、会派を構成する議員の見識向上と、政策議論をする上での共通認識を持つために行ったもので、県政に対する政策提言や執行部提案の予算、施策の妥当性を検証するためにも多くの会派構成議員が参加できる期日を調整して行った。また、費用については、会派の支出基準に従って支出しており、懇親等を目的とした飲食費用は、各自の別途負担としていると主張している。

なお、タイ視察において、ゴルフを行っており、不当な支出と指摘されたことについては、タイ視察は、在バンコク J E T R O 投資アドバイザーとの意見交換、プーケット日本人会とのスマトラ沖地震による津波被害の状況調査や意見交換、バンセン海洋科学センターの視察調査、タイ航空及び N E C トーキンの意見交換等、必要な調査活動を実施している。ゴルフを行った 2 月 5 日は移動日であり、交通費及びプレー代については、政務調査費から支出していないと主張している。

番号 18 のフィリピン視察について、議員は、マリンドゥケ島に対して行ってきた教育・福祉・雇用等の支援状況を視察調査し、今後の交流・支援のあり方を調査したものであると主張している。

番号 19 の石垣市視察について、議員は、過疎地域の産業振興方策等の政策立案に資するための調査研究を行ったと主張している。

番号 20 の太宰府等視察について、議員は、友好都市締結に際しての経緯の調査や九州国立博物館と多賀城の東北歴史博物館との交流に資するための調査等を行ったと主張している。

ロ フロンティアみやぎに係る番号 152 ~ 158 のインドシナ視察について、会派活動の事業として、大規模地震被害対策特別委員会に属している会員を中心に、平成 16 年 12 月に被災したインドシナ半島の津波被害と対策状況や日本企業の進出状況などについて調査研究を実施した。これらの調査研究の成果及び今後の課題についての共通認識を持ち政策立案などに資するためのものであり、政務調査に該当するものと主張している。

八 民主フォーラムに係る番号 273 ~ 279 の韓国視察について、会派は、サムソン電子(株)、キア自動車(株)を訪問し、両社の企業動向、世界戦略の考え方などについて調査を行ったと主張している。

(2) 懇親会・懇談会等の会費支出について

イ 自由民主党・県民会議に係る番号 21 ~ 99 の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出について、会派は、それぞれ、県政に関連した意見交換や情報交換を行い、政務調査である旨主張している。また、会費については、その調査場面においては、その場に参加するために不可欠な会費が発生する場合もあり、調査活動の一連の進行として支出しているもので、調査研究費より支出することが適切であると主張している。

ロ フロンティアみやぎに係る番号 159 ~ 212 の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出について、会派は、それぞれ、関係者との意見交換を伴った政務調査であり、調査研究費に該当するものであると主張している。

ハ 社民党県議団に係る番号 493 ~ 500 の懇親会・懇談会等の会費の調査研究費等からの支出について、議員は、それぞれ、県政の課題等についての意見交換等であり、政務調査である旨主張している。

ニ 無会派佐々木喜藏議員の番号 551, 552 の意見交換会等の会費の調査研究費等からの支出については、それぞれ、意見交換会等への参加は、県行政に関する調査研究・情報収集に資するための政務調査である旨主張している。

ホ 無会派大沼迪義議員の番号 553 ~ 556 の懇親会・懇談会等の会費の会議費からの支出については、それぞれ、勉強会や意見交換会の負担金で政務調査である旨主張している。

ヘ 懇親会・懇談会等の会費支出に対する指摘について、監査対象機関からの聞き取りで、議員の活動には、本会議や常任委員会等の議会活動と、議案審査や政策提言等のための調査研究活動、後援会活動、選挙活動及び政党活動がある。1つの活動について、明確に区分することは難しく、活動の実態に応じ、議員本人が判断するものである旨主張している。

(3) 自ら役員を務める団体等の視察旅行への調査研究費等の支出について

自由民主党・県民会議に係る番号 114 ~ 121, 無会派菊地浩議員に係る番号 550 の調査研究費等の支出については、議員は、団体の会議だけでなく、情報交換や終了後の調査等を行っている旨主張している。

(4) 自由民主党・県民会議に係るその他の指摘について

イ 番号 100 ~ 111 の研修費・調査研究費・広報費・資料購入費の支出について、議員は、それぞれ、政務調査に対する支出である旨主張している。

ロ 番号 112, 113 の妻名義の電話代の支出について、議員は、2月・3月分についてのみ、政務調査にも使用したものであると主張している。

ハ 番号 122 ~ 133 の人件費の支出について、議員は、3名は政務調査活動の補助要員として協力を得ていると主張している。

ニ 番号 134 ~ 150 の資料購入費について、議員は、政策立案・推進等の情報収集

に有益であると主張している。

(5) フロンティアみやぎに係るその他の指摘について

イ 番号 213 ~ 260 の事務所費・事務費の支出について、議員は、電話、電気、水道、灯油、コピーサービスについては(有)おの実業から借用しているため、請求書の宛名が当該会社名になっている旨を主張している。

ロ 番号 261 ~ 272 の調査研究費について、議員は、支払証明書に記載したとおり政務調査活動であると主張している。

(6) 民主フォーラムに係るその他の指摘について

イ 番号 280 ~ 295 の(社)倫理研究所及び仙台泉倫理法人会の会費について、議員は、中小企業の実情を把握するため、セミナーを受講したと主張している。

ロ 番号 296 ~ 481 の週刊誌の購入について、議員は、各週刊誌及び書籍には、日本経済、世界経済、年金、医療、福祉、環境、労働・雇用、公共投資、農業・食糧、政治動向などについての記事が記載されているため、政策研修資料として購入したと主張している。

ハ 番号 482 の調査研究費の支出について、議員は、宮城県美術館の充実のため、参考として調査を行ったと主張している。

ニ 番号 483 の調査研究費の支出について、議員は、県内におけるIT推進政策の現状と課題についての調査委託費であると主張している。

ホ 民主フォーラムに係る番号 484 ~ 486 の会議費の支出について、議員は、それぞれ、会議開催に係る会議資料の印刷費であると主張している。

(7) 社民党県議団に係るその他の指摘について

イ 番号 501 ~ 503 の広報費の支出について、議員は、今日の農業を取り巻く状況が「経営安定所得対策」等によって大きく変化することを踏まえて、今後の栗原の農業のあり方を話し合う会議を開催した。この会議では、県政報告も行っており、この会議の開催通知のチラシ折込料を計上したものであると主張している。

ロ 番号 504 ~ 541 の事務所費の支出について、議員は、社会文化会館を社民党小牛田支部と共用しているため、領収書の宛名が違う旨主張している。

ハ 番号 542 の資料購入費の支出について、議員は、毎月継続して購入しているもので、3月中に納品され、支払が4月28日になったものであると主張している。

(8) 無所属の会に係る番号 549 の研修費の支出について、議員は、民間企業の実態を把握するため、今注目のニュービジネスの講話を聞き、研修費を計上したと主張している。

(9) 収支報告書の訂正及び返還について

自由民主党・県民会議に係る番号 1,4,9 及び 151, 民主フォーラムに係る番号 487 ~ 492 及び公明・21世紀クラブに係る番号 543 ~ 548 については、別表第3のとおり収支報告書が修正され、当該修正に伴う返還がなされたことを確認した。また、自由民主党・県民会議に係る番号 38 及び 39 については、別表第3のとおり収支報告書が修正されたことを確認した。

以上のことから、監査対象事項3に係る支出については、そのすべてが、各会派等

の回答等から総合的に判断して、違法であるとまでは断定することはできないもの及び収支報告書の修正に伴う返還がなされ、法第242条第4項の措置を講ずる必要が認められないものであり、明らかに違法であると認められるものは存在しない。

よって、監査対象事項3に係る請求には理由がない。

5 結論

以上のことから、監査対象事項に係る請求には理由がないので、これを棄却する。

付言 - 議会に対する要望

近時、政務調査費については、本県のみならず各地で住民監査請求や住民訴訟が提起され、返還を命ずる判決や勧告も発せられるなど、その制度や用途に対する関心は大きく高まっている。このような中であって、本県議会は、他県に先がけて領収書等の証拠書類の写しの添付を義務づけるなど、政務調査費の適正化、透明化に向けて積極的に努力を重ねてきたところであり、今後一層その推進を図り、県民に対する説明責任を果たしていくことが求められている。

今回の監査の過程において、より適正化を図るために改善を検討すべき点が認められたので、監査委員は、昨年 の 要望項目と併せ、下記項目についてさらに検討を進めるよう議会に対して要望することとした。

記

- 1 政務調査活動は、議員の活動の根幹をなすものであり、地方議会の活性化を図る趣旨からも、これを能動的かつ計画的に実施していく必要があることから、これに伴い、政務調査費の執行についても、計画的な支出に努めること。
- 2 政務調査費により海外視察を行った場合には、法第100条第12項の規定に基づく議員の海外派遣に準じて、報告書を取りまとめ、議長に提出するよう努めること。
- 3 政務調査費の支出額の按分については、3費目について認める規定となっているが、他の費目についても按分している例もみられることから、実態に即した適用が可能となるよう制度の改善に努めること。